

八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務

委託事業者募集要領

1. 趣旨

国をはじめとする各種事業者が2025年大阪・関西万博において「空飛ぶクルマ」の運航を目指しているが、本市では「空飛ぶクルマ」のある未来の社会像について広く周知を図ることで、市民の「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上・理解を深めるとともに、新たなビジネス創出への機運醸成を図るため、当該業務を事業者へ委託する。

なお、委託事業者の選定において、空飛ぶクルマに関する国内外における法制度や事業者の動向に関する高い専門性を持ち、ノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、本業務を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式による提案審査を実施する。

2. 委託業務名

八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務

3. 業務内容

「空飛ぶクルマ」に関する市民の機運醸成と理解を深めるため取組みと、市内事業者等において「空飛ぶクルマ」の実現による新たなビジネス創出の機運が醸成される取組みを行う。

詳細については、別紙「八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとし、「仕様書」の「3. 業務の目的」を達成するための業務提案から実施までを行う。なお、「仕様書」の「4. 業務内容（1）業務提案及び実施」にある①～④のうち全てについて必須とするほか、業務目的に即した提案を追加で行うこと。

4. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

5. 履行場所

八尾市内

- ・仕様書「4. 業務内容」の①と②については、八尾市内の大規模商業施設内で開催する。
- ・仕様書「4. 業務内容」の③と④については、具体的な場所は契約締結後に詳細を決定する。

6. 提案上限額

金 6, 000, 000 円 (消費税、地方消費税含む)

7. 提案参加資格要件

以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上に向けた取組みの実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に抵触しないこと。
- (3) 応募の受付期限日において会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく申立てがなされていないこと。
- (4) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 八尾市財務規則第 98 条の入札参加資格を備えていること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (8) 市町村民税・都道府県民税の特別徴収を実施していること、又は次年度からの特別徴収の開始を誓約していること。
- (9) 法人及び役員が次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条に規定する者
 - イ 八尾市暴力団排除条例 (平成 25 年八尾市条例第 20 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同上第 3 号に規定する暴力団密接関係者

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外する。

- ・ 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 応募資格を有していないと認められた場合
- ・ 提出期限を過ぎても提出書類が提出されない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載又は記載内容に齟齬があった場合
- ・ この要項に違反又は逸脱した場合
- ・ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ・ 前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

9. プロポーザル参加申請書等の提出

当業務に応募される事業者は参加申込書兼誓約書【様式 1】、事業者概要【様式 2】、

業務実績調書【様式3】、納税証明書（写し可）、法人登記簿謄本（写し可）、及び印鑑証明書（写し可）を各1部、下記（1）の期日までに八尾市電子申請システム（八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務」公募型プロポーザルの応募フォーム）（以下「応募フォーム」という）によりデータで提出すること。

なお、参加申込書兼誓約書【様式】については、押印した原本を、下記（1）の期日までに下記（3）の提出先へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

（1）提出期限 令和5年7月26日（水）午後5時まで（必着）

（2）応募フォームによりデータで提出いただく書類

①参加申込書兼誓約書【様式1】（データ提出に加え、押印した原本については別途郵送等が必要）

②事業者概要【様式2】

③業務実績調書【様式3】

④法人税・消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書

⑤市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書又は直近の特別徴収に係る領収書等

⑥法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

⑦印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

＊ただし、令和5年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている場合は上記④～⑦の提出書類を省略できます。

（3）持参または郵送により提出する書類（参加申込書兼誓約書【様式1】）の提出先
〒581-0006

大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市 魅力創造部 観光・文化財課

TEL : 072-924-3717(直通) (受付時間 午前9時から午後5時まで)

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

10. 日程

No.	内 容	期 日	提出方法・備考
1	公募開始(参加申込書等及び企画提案書等の受付開始)	令和5年7月14日(金)	
2	① 参加申込書等提出期限 ② 質問受付期限	令和5年7月26日(水) 17時まで(必着)	① 郵送、持参で受付 ② メールにて受付
3	① 質問への回答期限 ② 参加資格審査の結果通知	令和5年8月1日(火)	① ホームページにて公開 ② メールにて通知

4	企画提案書等提出期限	令和5年8月8日(火) 15時まで(必着)	郵送(必着)、持参にて 受付
5	プレゼンテーション審査通知	令和5年8月9日(水)	メールにて通知
6	プレゼンテーション審査	令和5年8月10日(木)	
7	審査結果通知	令和5年8月17日(木)迄	メールにて通知
8	契約締結日・業務開始日	令和5年8月下旬予定	

※ 参加申込書及び応募要領等は、本市ホームページからダウンロードすること。

※ 提出書類の持参の場合は、開庁日の9時から17時の間に観光・文化財課まで持参すること。(但し、正午から12時45分までの間を除く)

11. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間

- ・ 令和5年7月14日(金)から7月26日(水)17時まで(期限厳守)

(2) 質問方法

- ・ 質問は、八尾市電子申請システム(八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務)公募型プロポーザルの質問フォーム)により行うこと。

(3) 提出期限

- ・ 令和5年7月26日(水)17時厳守

(4) 回答方法

- ・ 観光・文化財課のホームページにて質問と合わせて回答を掲載する。
- ・ 回答日は、令和5年8月1日(火)
- ・ 本市において意図を変えない範囲で内容を編集し、回答を行う場合がある。

(5) 留意事項

- ・ 電話、FAX 及び口頭による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳守とする。
- ・ 質問が無い場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

12. 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を郵送または持参により提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類名	提出部数	備 考
1	【様式1】八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務プロポーザル参加申込書兼誓約書	1部	
2	【様式2】事業者概要書		

3	【様式3】業務実績調書		
4	① 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） ② 直近の納税証明書（国税、市税） ③ 法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	1部	※ただし、令和4年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録がある場合は①～③の提出書類を省略 ※①～③は写しで可
5	【様式6】八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務に係る企画提案書	正本1部、 副本10部	副本は事業者名を記載しないこと。
6	企画提案書概要	正本1部 副本2部	

(2) 受付期限

- ・ 令和5年8月8日（火）15時まで【厳守】
※郵送の場合は、当日必着

(3) 提出先

- ・ 八尾市魅力創造部 観光・文化財課

(4) 辞退

- ・ 参加申込書兼誓約書【様式1】の提出後に提案を辞退する場合は、速やかに「【様式5】辞退届」を郵送または持参により提出すること。

13. 企画提案書の提出

- ・ 企画提案書は、「【様式6】八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務に係る企画提案書」を用いて作成すること。
- ・ 企画提案書概要は、A4サイズ両面印刷（縦・横は自由）で作成すること。
- ・ 公平・公正な審査に資するため、正本の表紙のみ提案者名を記載し、副本には提案者名や企業ロゴなど、参加者が特定・推測されるおそれのある表記は一切記載しないこと。

14. プレゼンテーションの実施・選定

(1) 実施日等

- ・ 令和5年8月10日（木）午後を予定
- ・ プレゼンテーション実施場所は、市役所本庁舎等で開催を予定

(2) 選定方法

- ・ 本市の庁内関係者で構成する選定委員会において提案内容の審査及び採点を行う。
- ・ 優先交渉権の選定の方法

- ① 「八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務選定基準」に基づき審査を実施し、総合評価点（全選定委員の審査項目全ての項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
 - ② 総合評価点と同点の者が2者以上ある場合は、提案点が高い者を、優先交渉権者としてし、提案点も同じ場合は、選定委員会の座長が決定する。
 - ③ 総合評価点の最高得点の者が契約を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
 - ④ 総合評価点が6割を超えない場合は失格とする。
 - ⑤ 応募者が1社であっても選考を実施するが、総合評価点が6割を超えない場合は選定しない。
- (3) 実施時間・場所
- ・ プレゼンテーション実施通知に時間・場所等を記載し、「【様式1】参加申込書兼誓約書」記載のメールアドレスへ送信する。
 - ・ 送信日は、令和5年8月9日（水）とする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、オンライン方式で実施する場合がある。
- (4) 実施方法
- ・ 各事業者2名までの出席とし、1事業者40分以内とする。
（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）
- (5) 注意事項
- ・ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
 - ・ プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「EB-W05 EPSON」については本市にて用意するが、その他必要な機材（ポインター、パソコン等）については提案者にて準備すること。
- (6) 選考結果の通知
- ・ 審査結果については、令和5年8月17日（木）の期日までに、全ての提案事業者（辞退者を除く）に対し電子メールで通知する。また、観光・文化財課のホームページにて公表する。

15. その他

- ・ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ・ 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- ・ 審査内容、結果についての異議は認められない。
- ・ 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合は契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

- ・ 応募書類は、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定により公開することがある。

16. 担当課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市魅力創造部観光・文化財課 担当：南・西澤

TEL：072-924-3717 / FAX：072-924-3995

E-Mail：k-bunkazai@city.yao.osaka.jp